

○鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱

鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱を次のように定める。

(趣旨)

**第1条** この要綱は、まち並みのみどりの推進を図るため、本市内において接道部の緑化（以下「接道緑化」という。）をする者に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 接道部 建物敷地等のうち道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう。）に接する部分をいう。
- (2) 生け垣 樹高のほぼ均一な樹木を列状に植え並べ、竹、丸太等を補助材料に用いた垣根をいう。
- (3) 高木 植栽時の樹高が3メートル以上の樹木をいう。
- (4) 中木 植栽時の樹高が1.5メートル以上3メートル未満の樹木をいう。
- (5) 低木 植栽時の樹高が1.5メートル未満の樹木をいう。
- (6) 建物敷地等 住宅、店舗、事業所等の建築敷地及び駐車場として利用する土地をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、本市内において建物敷地等を所有し若しくは使用する者で、当該建物敷地等の接道緑化をする者又は、鎌倉市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱に基づく補助金（以下「危険ブロック塀等補助金」という。）の交付を受けてブロック塀等を除却する者で当該補助金の交付決定後1年以内にまち並みのみどりの奨励事業の交付申請を行い、危険ブロック塀等補助金の交付対象となったブロック塀等にかえて建物敷地等に接道緑化をする者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 販売を目的として所有する建物敷地等の接道緑化をする者
- (2) 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号）の規定により接道緑化をする者

(補助金の交付対象基準)

**第4条** 補助金の交付対象となる接道緑化の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 接道緑化の延長が3メートル以上であること。

- (2) 接道面から3メートル以内に植栽される樹木又は設置される生け垣であること。ただし、樹木と生け垣を組み合わせるときは、生け垣より建物敷地等の内側に植栽される中木及び低木は、補助対象としない。
- (3) 生け垣は、植栽時の高さが0.5メートル以上であり、かつ、植栽の本数が1.0メートルにつき2本以上であること。
- (4) 高木、中木の植栽にあたっては、支柱の設置を標準とする。
- (5) 生け垣の補助材料は、丸太と竹を組み合わせた布掛け（植樹帯用）支柱を標準とする。
- (6) 地被植物（樹高が20センチメートル未満のもの）は補助対象としない。
- (7) 樹種は、市長の推奨するもので、樹木が健全であること。
- (8) 植栽は地植えであること。プランター、鉢類への植栽は補助対象としない。
- (9) 苗木を無償で提供を受けた場合など、樹木費の経費が発生しないものは補助対象としない。

（補助金の額）

**第5条** 補助金の額は、接道緑化に係る工事（以下「接道緑化工事」という。）に要する樹木費、資材費及び手間賃を基礎に市長が別に算出した標準経費（工事予定額が当該標準経費に満たない場合は、当該工事予定額とする。）の1/2の額（次に掲げる区域内において接道緑化の取決めがある場合は、2/3の額。危険ブロック塀等対策事業補助金（鎌倉市立小学校の通学路（補助金交付申請を行う年度の4月1日時点のもの）に面したものに限り。）の交付を受けてブロック塀等を除却する者で危険ブロック塀等対策事業補助金交付決定後、1年以内に当該補助金の交付対象となったブロック塀等にかえて建物敷地等に接道緑化をする場合は、9/10の額）とし、150,000円を限度とする。

- (1) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第45条第2項第1号及び第54条第1項に規定する緑地協定区域
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第1項の規定により地区計画が定められた区域
- (3) 景観法（平成16年法律第110号）第81条第2項第1号に規定する景観協定区域
- (4) 鎌倉市まちづくり条例（平成23年10月条例第8号）第13条第1項に規定する自主まちづくり計画策定地区の区域
- (5) 鎌倉市都市景観条例（平成18年9月条例第16号）第17条第1項に規定する景観形成地区の区域

2 前項の補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、接道緑化工事に着手する前に、まち並みのみどりの奨励事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 見取図
- (3) 現況写真
- (4) 対象となる接道緑化工事に係る見積書
- (5) 危険ブロック塀等対策事業補助金交付決定通知書の写し（通知日が過去1年以内のもの。危険ブロック塀等補助金を受ける者に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

**第7条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査を行い、適当と認めたときは、申請者に対し、まち並みのみどりの奨励事業補助金交付等決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(完了届)

**第8条** 前条の規定による通知を受けた者は、接道緑化工事を完了したときは、まち並みのみどりの奨励事業工事完了届書（第3号様式）に完成写真その他市長が必要と認める書類を添えて市長に速やかに提出しなければならない。

(補助金の交付)

**第9条** 市長は、前条の規定により、接道緑化工事の完了の届出があったときは、当該工事完了の確認を行い、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金受領者の遵守事項)

**第10条** 補助金の交付を受けた者（以下「補助金受領者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 接道緑化工事を完了した日から5年間は、樹木を伐採しないこと。
- (2) 植栽した樹木の健全な育成に努めること。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

**第11条** 市長は、補助金の交付決定を受けた者又は補助金受領者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一

部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請者から接道緑化工事の申請の取下げがあったとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 危険ブロック塀等補助金を受ける者にあつては、当該補助金に係る申請の取下げ又は交付の取消しがあったとき。
- (4) 補助金の交付決定を受けた内容と異なる接道緑化工事が行われたとき。
- (5) 前条各号に規定する補助金受領者の遵守事項に違反したとき。

(その他の事項)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月告示第23号）を準用するほか、市長が別に定める。

付 則（平成29年3月28日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年5月2日）

この要綱は、平成30年5月2日から施行する。

付 則（平成31年4月16日）

この要綱は、平成31年4月16日から施行する。

付 則（令和3年3月25日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（施行期日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（施行期日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。